

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話は、音声が聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい聴覚障害者が、コミュニケーションをとり、物事を考える際に使用され、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語彙や文法体系を持っている言語である。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記されており、今年1月には、我が国も同条約を批准したところである。

また、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条には、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されている。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、国民の理解を促進するとともに、聴覚障害者が、日常生活、職場、学校、地域社会ほかあらゆる場所で、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障されるような社会環境を整備することが求められている。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年 9月29日

武蔵村山市議会議長

川 島 利 男

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿

文 部 科 学 大 臣
厚 生 劳 働 大 臣

下 村 博 文 殿
塩 崎 恭 久 殿